

(別紙2) KMA F3K ハンドランチ大会 安全規則 安全飛行のための会則

飛行に関しては日本模型航空連盟模型飛行士登録規定に従い常に安全を最優先とする。

1. 「無人航空機の飛行に係る許可書」の写しを必ず携帯し、航空法等各種法令、規則を遵守して飛行する。
2. 無人航空機を飛行させる際には、以下に基づき関係機関と常に連絡が取れる体制を確保する。
空港設置管理者及び空域を管轄する関係機関他の連絡先
関西空港事務所(050-3198-2870),航空交通管理センター(092-608-8866)
3. 飛行は日の出から日没までの間に行う。
4. 天候に常に留意し、飛行の安全に努める。特に強風時などには飛行しない。
5. 飛行前、飛行後の機体の点検を必ず実施する。
6. アルコール又は薬物の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。
7. 送受信機の機能及びバッテリーの状態をフライト毎に確認する。
8. 万が一を想定し、モーター又は発動機には必ずフェールセーフ機能を設定する。
9. 飛行空域内に人などが立ち入っていないか常に注意して飛行する。
10. 150m以上の高さの空域において飛行を行う場合は、飛行経路全体を見渡せる位置に、ラジコン機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
11. 航空機との衝突を避けるため、常に周辺を監視し、航空機が接近した場合には飛行の中止等を行い航空機の飛行に影響を与えない。
12. 周囲の人に迷惑をかけない騒音対策等を行う。
13. ラジコン機等と地上又は水上の人又は物件との間には最低30m以上の距離を保つ。
14. 機体の所有者を明確にするため、各々の機体に、模型飛行士登録番号又はラジコン操縦士登録番号を明記する。
15. 日本模型航空連盟準会員の資格又はラジコン操縦士登録等(第三者賠償責任保険)の期限が切れていないか確認する。
16. 事故等が起きた場合は、許可を受けた関係機関(関西空港事務所等)に対し、ドローン情報基盤システム(事故等報告機能)を用いて速やかに報告し、クラブ責任者に連絡をとる。報告事項は、飛行に関する許可年月日及び番号、操縦者の氏名、発生日時及び場所、無人航空機の名称、事故等の概要、その他参考事項など。
なお、事故等とは、ラジコン機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損壊、飛行時における機体の制御不能(*操縦ミスを除く)及び発火、航空機との衝突若しくは接近事案などを指す。
ただし、事故等及び報告の詳細は「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」による。
※操縦ミス:電波範囲外、確認不足のバッテリー切れ、失速、気象に起因するミス等
17. 負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者の救護や危険を防止するための措置(消防・警察への通報等)をとる。
なお、詳細は「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」による。
18. 物件の吊り下げまたは曳航を行わない。(グライダーの曳航を除く)
19. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる場合は、予め関西空港事務所等と調整した方法により、当該空域で飛行を予定する日時、飛行高度(上限、下限)、機体数及び機体諸元などを連絡すること。
20. 本会の操縦者等を対象に年1回以上の研修会を開催し、ラジコン機の安全な運用に関する情報の収集、実技講習等を通じて資質の向上を図る。
21. 無人航空機(ラジコン機)の飛行予定の情報(飛行日時、飛行経路、飛行高度等)をあらかじめドローン情報基盤システム(飛行計画通報機能)を用いて通報する。また、飛行経路にかかる他の無人航空機の飛行計画の情報について当該システムを用いて確認する。
なお、詳細は「無人航空機の飛行計画の通報要領」による。
22. 飛行させる場所が緊急用務空域に指定されていないことを確認する。
23. 空域内には航空機が飛行することに留意し、航空機が飛行している場合には
無人航空機と適度な距離を保つ、あるいは一時的に飛行を取りやめる。

- 回りの環境に配慮し、常に安全を最優先に考えた飛行に心がけること。

KMAグライダー事業委員会 委員長
森尾 智一

(別紙2続き)

ラジコン機の点検・整備

1. 飛行前の点検

- (1) 組立部位の各ビス類の締め付けは十分か
- (2) エルロン、エレベーター、ラダーなどの舵面の支持固定は正常か
- (3) プロポの距離テストを含め各舵の作動方向、受信機フェールセーフ機能は正常か
- (4) サーボモーター、リンクage動作などに異音、異常はないか
- (5) 機体廻りの傷、損傷などはないか
- (6) バッテリーの充電量、電圧などは十分か
 - (7) 動力の回転方向や音は正常か
 - (8) 表示する登録記号に汚れ、かすれ、剥がれ等がなく、明瞭に判読できる状態か
 - (9) リモートID搭載機の場合、そのリモートID機能は正常に作動しているか

2. 飛行後の点検

- (1) 機体にゴミの付着や傷など無いか
- (2) 各部のビス類の緩みは無いか
- (3) バッテリーの異常な発熱は無いか

3. 飛行毎など定期的に以下の事項について点検を実施する

- (1) 主翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などは無いか
- (2) 水平尾翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などは無いか
- (3) 垂直尾翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などは無いか
- (4) 各バッテリーの容量、電圧、充電時間などは正常か